

忠高介 第 840 号
令和 2 年 9 月 10 日

事業所・施設等 管理者 様

忠岡町 健康福祉部 高齢介護課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」における具体的な取扱いについて（忠岡町版）

平素より本町介護保険行政の推進に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止に日頃より多大なるご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、先般、介護保険最新情報 Vol1842「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」が、厚生労働省老健局から発出されました。

当該最新情報につきまして本町の取扱いを以下のとおりお伝えしますので、ご確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

1 通所リハビリテーションにおける理学療法士等体制強化加算の算定について

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」の取扱いを適用し、1 時間以上 2 時間未満のサービス提供を 2 区分上位の 3 時間以上 4 時間未満で算定する場合は、この 3 時間以上 4 時間未満の請求に対し、理学療法士等体制強化加算（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を専従かつ常勤で 2 名以上配置している事業所の加算）は算定できません。なお、2 区分上位で算定しない請求については、従前どおり、1 時間以上 2 時間未満のサービス提供に理学療法士等体制強化加算を算定できることを申し添えます。

（例）1 時間以上 2 時間未満を月 4 回算定している場合

居宅サービス計画		国第 12 報の適用後	
報酬区分	理学療法士等体制強化加算	報酬区分	理学療法士等体制強化加算
1 時間以上 2 時間未満を月 4 回算定	月 4 回加算あり	2 区分上位の 3 時間以上 4 時間未満を月 1 回算定	加算なし
		1 時間以上 2 時間未満を月 3 回算定	月 3 回加算あり

2 通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション提供体制加算の算定について

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」において、「通所リハビリテーションにおいてリハビリテーション提供体制加算を算定している場合、同加算は本特例により算定する基本報酬区分に応じた算定とする」とありますが、本特例は、適用以前にリハビリテーション提供体制加算を算定していることが要件となっています。

したがって、他の報酬区分でリハビリテーション提供体制加算を算定している事業所であっても、次のとおり、A群の報酬区分について2区分上位の報酬区分で算定する場合は、リハビリテーション提供体制加算は算定できません。

＜リハビリテーション提供体制加算の届出をしている事業所の算定＞

群	居宅サービス計画上の報酬区分	リハビリテーション提供体制加算単位数		国第12報の適用後の2区分上位の報酬区分	リハビリテーション提供体制加算単位数
A群	1時間以上2時間未満	加算なし	➡	3時間以上4時間未満	加算なし
	2時間以上3時間未満	加算なし		4時間以上5時間未満	加算なし
B群	3時間以上4時間未満	12単位	➡	5時間以上6時間未満	20単位
	4時間以上5時間未満	16単位		6時間以上7時間未満	24単位
	5時間以上6時間未満	20単位		7時間以上8時間未満	28単位
C群	6時間以上7時間未満	24単位	➡	延長加算 (8時間以上9時間未満)	28単位
	7時間以上8時間未満	28単位		延長加算 (9時間以上10時間未満)	28単位
	延長加算 (8時間以上9時間未満)	28単位		延長加算 (10時間以上11時間未満)	28単位
	(以降、 延長加算の算定)	28単位		(以降、2区分上位の延長加算の算定)	28単位

【問い合わせ先】

忠岡町 健康福祉部 高齢介護課

TEL 0725-22-1122 内線 205

FAX 0725-22-1129